

# 津久井地域との合併に伴う「事業所税」の取扱いについて

～ 「旧津久井町」と「旧相模湖町」の地域における課税が始まります ～

平成18年3月20日の合併により新たに「相模原市」となった「旧津久井町」と「旧相模湖町」につきましては、合併年度とこれに続く5年度は課税免除を実施していましたが、**法人**にあつては「平成23年3月31日までに終了する事業年度分の事業」、**個人**にあつては「平成22年12月31日までの個人事業」で課税免除期間が終了となりました。

したがいまして、「旧津久井町」と「旧相模湖町」に事業所等が所在する事業所税の納税義務者につきましては、今後申告納付により事業所税を御負担していただくこととなりますので御注意ください。

※ 平成19年3月11日に合併した「旧城山町」と「旧藤野町」につきましては、引き続き次の期間に行われる事業が課税免除となります。

## 【旧城山町と旧藤野町に所在する事業所等の課税免除期間について】

<b>法人</b>	平成24年 3月31日 までに終了する事業年度分の事業
<b>個人</b>	平成23年12月31日 までの個人事業

## 【申告について】

合併後の相模原市内の事業所等を合算して、床面積（資産割）が**700㎡を超える**か、従業者数（従業者割）が**70人を超える**場合に申告が必要になります。（いずれか一方でも満たせば申告が必要となります）

※ 資産割は床面積が**1,000㎡以下**、従業者割は従業者数が**100人以下**の場合に免税点となります。（床面積が**700㎡を超えて1,000㎡以下**、従業者数が**70人を超えて100人以下**の場合、課税はされませんが**申告のみ必要**となります）

## 【旧城山町と旧藤野町を含む申告方法について】

合併後の相模原市内の事業所等については、全て記載してください。

ただし、旧相模原市域及び旧津久井町と旧相模湖町の事業所等は**実数**で記載し、旧城山町と旧藤野町の事業所等は（カッコ）書きで記載してください。（（カッコ）書きの部分が課税免除の対象となりますので、集計は実数と（カッコ）書きとは別々に行ってください。）

～ 記入例は裏面を参照してください ～

（例）旧相模原市域に600㎡と旧城山町に500㎡の事務所がある場合、申告の必要はありますか？

（答）合併後の相模原市内の事務所の合計床面積が1,100㎡なので、申告が必要となります。

ただし、上記のとおり旧城山町は課税免除期間のある区域であり、また、旧相模原市域の事務所も600㎡なので**免税点**となります。

この場合は、**課税免除期間が終了した後に**、1,100㎡を申告納付していただくこととなります。

※ 津久井地域との合併に伴う相模原市における「事業所税」の取り扱いQ&Aは、相模原市ホームページ（トップページ）の「暮らしの情報」→「税金」→「事業所税」→「津久井地域との合併に伴う事業所税の取扱いについて」に御案内しております。

受付 平成23年 6月20日 相模原市長 殿

※処理事項

記載例

発信年月日 整理番号 事務所区分 法人(個人)番号

郵便官署消印 確認印

申告年月日 平成 年 月 日

(フリガナ) 相模原 株式会社 住所又は所在地 本店 〒252-5277 電話 (042-769-8297) 事業種目 物品販売  
 氏名又は名称 相模原 株式会社 支店 相模原市中央区中央2-11-15  
 (フリガナ) 相模 太郎 支店 電話 ( ) 資本金の額 先十億 百万 千円 100,000  
 法人の代表者氏名 相模 太郎 支店 所轄税務署名 相模原 税務署

平成22年 5月 1日 から平成23年 4月 30日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の 納付 申告書

この申告に 応答する者 の氏名 電話番号 (042-769-8297) 経理課 相模 花子

事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	(500)00	00	円	従業者給与総額	⑬	十億 百万 千 円
床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②			円	非課税に係る従業者給与総額	⑭	円
非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	(80)00	220	00	控除従業者給与総額	⑮	円
事業所床面積	②に係る非課税床面積	④			円	課税標準となる従業者給与総額 (⑬-⑭-⑮)	⑯	円
控除事業所	①に係る控除床面積	⑤			円	従業者割額 (⑯ × $\frac{0.25}{100}$ ) ※1円単位まで記入	⑰	円
床面積	②に係る控除床面積	⑥			円	既に納付の確定した従業者割額	⑱	円
課税標準となる事業所	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	(420)00	3 480	00	この申告により納付すべき事業に係る従業者割額 (⑰-⑱)	⑲	円
床面積	②に係る課税標準となる床面積	⑧			円	この申告により納付すべき事業所税額 (⑲+⑳)	⑳	円
課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)		⑨	(420)00	3 480	00			円
資産割額 (⑨ × 600円) ※1円単位まで記入		⑩	十億 百万 千 円	2, 688, 000	000			円
既に納付の確定した資産割額		⑪	十億 百万 千 円		0			円
この申告により納付すべき資産割額 (⑩-⑪)		⑫	十億 百万 千 円	2, 688, 000	000			円

( ) 内は課税免除分となり、下段の金額が納付すべき税額となります。

事業所税等明細書

明細区分の別

1 算定期間を通じて使用された事業所等 平成22年 5月 1日から

2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等 平成23年 4月30日まで

※処理事項

整理番号 事務所区分 法人(個人)番号 申告区分

氏名又は名称 相模原 株式会社

※処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積	事業所床面積	使用した期間(年月日)	従業者数	従業者割
①	計	本店	中央区中央2-11-15	2 000	2 000	22・5・1から	120	480 000 000
						23・4・30まで		
①	計	津久井支店	緑区中野〇〇	1 700	1 700	22・5・1から	80	320 000 000
						23・4・30まで		
①	計	城山支店	緑区中沢〇〇	(500)	(500)	22・5・1から	(50)	(200 000 000)
						23・4・30まで		
1	計				(500)	・ ・ から	(50)	(200 000 000)
						・ ・ まで		
1	計				3 700		200	800 000 000

上段 ( ) 内は (旧城山町・旧藤野町) 分  
下段は旧相模原市の区域及び旧津久井町・旧相模湖町分

非課税明細書

※ 算定期間 平成 22年 5月 1日から 平成 23年 4月 30日まで

整理番号 事務所区分 法人(個人)番号

氏名又は名称 相模原 株式会社

※	事業所等の名称	本店	事業所等の所在地	中央区中央2-11-15
非課税の内訳				
法第701条の34第3項第26号該当	資産割	100	00	
法第701条の34第4項第 号該当	非課税従業者数			
法第701条の34第 項第 号該当	非課税従業者給与総額			
障害者・64歳以上の従業者				
合 計				
※ 事業所等の名称 津久井支店 事業所等の所在地 緑区中野〇〇				
非課税の内訳				
法第701条の34第3項第26号該当	資産割	120	00	
法第701条の34第4項第 号該当	非課税従業者数			
法第701条の34第 項第 号該当	非課税従業者給与総額			
障害者・64歳以上の従業者				
合 計				
非課税事業所床面積の合計				

上段 ( ) 内は (旧城山町・旧藤野町) 分  
下段は旧相模原市の区域及び旧津久井町・旧相模湖町分

※ 算定期間 平成 23年 4月 31日まで

整理番号 事務所区分 法人(個人)番号

氏名又は名称 相模原 株式会社

※	事業所等の名称	城山支店	事業所等の所在地	緑区中沢〇〇
非課税の内訳				
法第701条の34第3項第26号該当	資産割	(80)	00	
法第701条の34第4項第 号該当	非課税従業者数			
法第701条の34第 項第 号該当	非課税従業者給与総額			
障害者・64歳以上の従業者				
合 計				
※ 事業所等の名称 事業所等の所在地				
非課税の内訳				
法第701条の34第3項第26号該当	資産割			
法第701条の34第4項第 号該当	非課税従業者数			
法第701条の34第 項第 号該当	非課税従業者給与総額			
障害者・64歳以上の従業者				